

鈴鹿市雇用促進連携協議会設置要領

(設置趣旨)

第1条 本市を含む三重県内の雇用情勢は、コロナ禍を経て「売り手市場」の傾向となっており、大都市や地方の垣根を越えた激しい人材獲得競争に加え、生産年齢人口の減少や若年者の市外流出などから新規立地企業や中小既存企業の若年労働者等の労働力確保が懸念されている。

そのため、喫緊の課題である若年労働者等の人材確保に向け、官民が連携して雇用対策に関する情報共有、連絡調整等を行い、本市の雇用施策の一層の推進を図ることを目的に、鈴鹿市雇用促進連携協議会(以下「協議会」という。))を設置するものである。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 雇用対策に関する官民連携、連絡調整に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる所属から選出された構成員で組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、鈴鹿市から選出された構成員、副会長は、鈴鹿商工会議所から選出された構成員をもって充てる。
- 4 会長は、連携協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ、その職務を代行する。
- 6 協議会には、構成員のほかにオブザーバーを置くことができる。
- 7 オブザーバーは、専門的な知見を有する者とし、必要に応じ協議会で意見を述べることができる。

(謝礼等)

第4条 協議会の出席者(以下「出席者」という。)に対し、予算の範囲内で謝礼及び市外から協議会に出席するために要した旅費相当額を支給することができる。

(協議会)

第5条 協議会への出席は、会長が依頼する。

- 2 協議会の進行は、事務局が行うものとする。

- 3 協議会は、出席者の個別意見の聴取又は出席者との情報共有、連絡調整等を行うことを目的として、進行しなければならない。

(部会)

第6条 企業部会、大学部会、高校部会を設置する。

- 2 各部会にて協議会とは別に会議を開催し、その内容を協議会にて共有する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、鈴鹿市産業振興部産業政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 この要領の規定については、この要領の施行の状況を勘案して、この要領の施行後2年を目処に見直すものとする。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。